

特定供給設備完成検査調書 (液化石油ガス法第37条の3、規則第62条第3項、規則別表第3)

(バルク容器による貯蔵設備)

販売事業者	名称		所在地	
	登録年月日		登録番号	
販売所	名称		所在地	
特定供給設備	供給先名称		所在地	
検査員職氏名				
検査実施年月日	年 月 日		立会者氏名	
許可内容	貯蔵能力	容器	kg (kg x 本)	
	新規許可	許可年月日	年 月 日	許可番号 第 号
	変更許可	許可年月日	年 月 日	許可番号 第 号
		変更の内容		
番号	検査項目	検査方法	内 容	検査結果
1	バルク容器の屋根又は遮へい板 第54条第1号 (第19条第2号ハ)	バルク容器の屋根又は遮へい板の設置状況を目視により検査し、必要に応じ図面及び記録により検査する。	<p>屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根組材料 -----> 適 ・ 不適 形鋼 軽量形鋼 その他鋼材 () その他鋼材は、形鋼又は軽量形鋼と同等以上の強度を有すること。 取り付け状況 -----> 適 ・ 不適 柱又は障壁に堅固に取り付けたものであること。 屋根材 -----> 適 ・ 不適 石綿スレート 薄鉄板 アルミニウム板 その他 () その他は、石綿スレートと同等以上の強度及び同等以下の質量のこと。 繊維入り補強プラスチック (ポリエチレンを除く) 網入りガラス 屋根総面積の1/4以下 (適 ・ 不適) 明かり採り以外の用途には使用しないこと。 <p>遮へい板</p> <ul style="list-style-type: none"> 材 料 -----> 適 ・ 不適 厚さ2mm以下の薄鉄板 その他 () その他は、厚さ2mm以下の薄鉄板と同等以上の遮へい効果、かつ同等以下の質量のこと。 取り付け状況 -----> 適 ・ 不適 容器に直射日光が当たることのないよう、当該容器から適当な間隔を置いて取り付けられていること。 <p>(例示基準3)</p>	適 不適
2	バルク容器の消火設備 第54条第1号 (第19条第2号ニ)	バルク容器の消火設備の設置状況を目視により検査する。	<p>能力： A - B - (A 4B 10以上) -----> 適 ・ 不適</p> <p>設置本数： 本 (貯蔵能力1000kgにつき1個以上) -----> 適 ・ 不適</p> <p>(例示基準5)</p>	適 不適
3	バルク容器のカップリング用液流出防止装置 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号イ)	液取入バルブのカップリング用液流出防止装置の設置状況を目視により検査し、その機能を記録により検査する。	<p>高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器番号照合 -----> 適 ・ 不適 見易い箇所に容易に消えることのない表示 -----> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号 製造番号 製造年月 呼び径 -----> 適 ・ 不適 機能 (記録による) -----> 適 ・ 不適 <p>(バルク供給充てん設備告示第6条)</p>	適 不適
4	バルク容器のガス取出バルブ及び液取出バルブのガス放出防止器又は緊急遮断装置 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号ロ及びハ)	ガス取出バルブ及び液取出バルブに取り付けたガス放出防止器又は緊急遮断装置の設置状況を目視及び図面により検査し、その機能を記録により検査する。	<p>ガス取出バルブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス放出防止器取付 緊急遮断装置取付 高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 告示第7条第1号ただし書きのものを除く。 機器番号照合 -----> 適 ・ 不適 ガス放出防止器又は緊急遮断装置の取り付け位置 -----> 適 ・ 不適 ガス取出バルブの内部又は出口に取り付けてあること。 ガス放出防止器又は緊急遮断装置の見易い箇所に容易に消えることのない表示 -----> 適 ・ 不適 製造事業者の名称又は記号 製造番号 製造年月 流れの方向 -----> 適 ・ 不適 機能 (記録による) -----> 適 ・ 不適 <p>液取出バルブ</p> <p>当該液取出バルブを供給管若しくは配管又は集合装置に接続していないため ガス放出防止器又は緊急遮断装置は取り付けしていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス放出防止器取付 緊急遮断装置取付 高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 告示第7条第1号ただし書きのものを除く。 機器番号照合 -----> 適 ・ 不適 ガス放出防止器又は緊急遮断装置の取り付け位置 -----> 適 ・ 不適 液取出バルブの内部又は出口に取り付けてあること。 ガス放出防止器又は緊急遮断装置の見易い箇所に容易に消えることのない表示 -----> 適 ・ 不適 製造事業者の名称又は記号 製造番号 製造年月 流れの方向 -----> 適 ・ 不適 機能 (記録による) -----> 適 ・ 不適 <p>(バルク供給充てん設備告示第7条)</p>	適 不適
5	バルク容器の均圧バルブのカップリング 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号ニ)	均圧バルブに取り付けたカップリングの設置状況を目視により検査し、その機能を記録により検査する。	<p>高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器番号照合 -----> 適 ・ 不適 見易い箇所に容易に消えることのない表示 -----> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号 製造番号 製造年月 呼び径 -----> 適 ・ 不適 機能 (記録による) -----> 適 ・ 不適 <p>(バルク供給充てん設備告示第8条)</p>	適 不適
6	バルク容器の液面計 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号ホ)	バルク容器の液面計の設置状況を目視等により検査し、その機能を記録により検査する。	<p>高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器番号照合 -----> 適 ・ 不適 見易い箇所に容易に消えることのない表示 -----> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号 製造番号 製造年月 -----> 適 ・ 不適 機能 (記録による) -----> 適 ・ 不適 <p>(バルク供給充てん設備告示第4条)</p>	適 不適

番号	検査項目	検査方法	内 容	検査結果	
7	バルク容器の過充てん防止装置 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号ハ)	バルク容器の過充てん防止装置の設置状況を図面等により検査し、その機能を記録により検査する。	高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 機器番号照合 見易い箇所に容易に消えることのない表示 -----> 適・不適 製造者の名称又は記号 製造番号 製造年月 機能(記録による) -----> 適・不適 (バルク供給充てん設備告示第5条)	適	不適
8	バルク容器のプロテクター 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号ト)	バルク容器のプロテクターの設置状況を目視及び図面により検査する。	検査番号3～7に掲げる機器は、ふた付きのプロテクターで保護されていること。ただし6又は7に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。	適	不適
9	バルク容器の表示 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号チ)	バルク容器の周囲から火気厳禁等の朱書の状況を目視により検査する。	液化石油ガス又はLPガス -----> 適・不適 火気厳禁 -----> 適・不適	適	不適
10	バルク容器の緊急連絡先 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号リ)	バルク容器の緊急連絡先の掲示状況を目視により検査する。	名 称 : [] 電話番号 : []	適	不適
11	バルク容器の腐しよくを防止する措置 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号ヌ)	バルク容器の腐食を防止する措置を目視又は記録により検査する。	容器の全面にわたって十分に塗装してあること -----> 適・不適 容器は、排水のよい水平な場所又は水平な台の上に置き、 -----> 適・不適 容器の底部を乾きやすくすること (例示基準15)	適	不適
12	バルク容器のスカート又はサドル等の設置 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号ル)	バルク容器のスカート又はサドル等を目視により検査する。	スカート又はサドル等は基礎に設置されていること。	適	不適
13	バルク容器の設置方法 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号ヲ)	バルク容器の設置方法を目視及び図面により検査する	基礎は地盤面から_____cmの高さ 基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から5cm以上高いものであること。	適	不適
14	バルク容器の自動車等車両の接触防止措置 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号リ)	バルク容器の自動車等車両の接触防止措置状況を目視及び図面により検査する。	保護柵 縁石 その他 ()	適	不適
15	バルク容器の安全弁の放出口管等の設置 第54条第1号 (第19条第2号ホ) (第19条第1号カ)	バルク容器の安全弁の放出口管等の設置状況を目視等により検査する。	開口部の位置は、プロテクターの外であること -----> 適・不適 開口部の雨水浸入を防ぐ措置 -----> 適・不適 この場合、安全弁の作動による液化石油ガスの吹き出しの妨げとならない構造であること。 開口部の方向は、上向きであること。 -----> 適・不適 (バルク供給充てん設備告示第12条)	適	不適
16	バルク容器から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離 第54条第1号 (第53条第1号イ)	バルク容器の外側から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。	第一種保安物 物件名 : [] 距離 : _____m (法定 : 16.97m 障壁有時13.58m) 第二種保安物 物件名 : [] 距離 : _____m (法定 : 11.31m 障壁有時 9.05) 障壁の必要性 : 有 無	適	不適
17	バルク容器の障壁 第54条第1号 (第53条第1号ロ)	バルク容器の障壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。	障壁 : 有 無 有の場合の構造 鉄筋コンクリート 高さ _____m 厚さ _____cm -----> 適・不適 直径 _____mm鉄筋を 縦 _____cm 横 _____cm間隔で配筋-> 適・不適 コンクリートブロック 高さ _____m 厚さ _____cm -----> 適・不適 直径 _____mm鉄筋を 縦 _____cm 横 _____cm間隔で配筋-> 適・不適 ブロック空洞部のコンクリートモルタル充てん -----> 適・不適 鋼板 高さ _____m 厚さ _____mm -----> 適・不適 _____mm x _____mm の等辺山形鋼を 縦 _____cm 横 _____cm間隔で補強-> 適・不適 保安距離(検査項目1の「法定」距離)内に対象物がある場合の -----> 適・不適 有効に保護できる構造(斜角) (例示基準2)	適	不適
18	バルク容器から火気を取り扱う施設までの距離 第54条第1号 (第53条第1号ハ)	バルク容器の外側から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。	火気施設 物件名 : [] 距離 : _____m (法定 : 8m以上) 流動防止措置の必要性 : 有 無 流動防止措置 : 有 無 有の場合の措置状況 高さ : _____m (2m以上) の耐火性の壁類設置 -----> 適・不適 迂回水平距離 : _____m (法定 : 8m以上) -----> 適・不適 (例示基準16)	適	不適

番号	検査項目	検査方法	内容	検査結果	
36	バルク容器及び付属機器の気密性能 第54条第1号 (第19条第4号)	バルク容器及び付属機器について、漏えい試験用設備を用いた漏えい試験又はその記録により検査する。	試験記録	適	不適
37	ガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステム第54条第1号 (第19条第5号)	バルク容器のプロテクター内に設けたガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステムの設置状況を目視、図面及びその記録により検査し、当該ガス漏れ検知器の機能を作動試験等又はその記録により検査する。	検知器の設置 有の場合 検知器の設置状況 -----> 適・不適 常時監視するシステムの設置状況 -----> 適・不適 検知器の機能(作動試験 記録) -----> 適・不適 無の場合 設置しなくて良い場合の要件 -----> 適・不適 (バルク供給充てん設備告示第15条)	適	不適
38	液状のガスが滞留しにくい措置 第54条第1号 (第19条第6号)	液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置の状況を目視及び図面等により検査する。	滞留しにくい措置 単段減圧式調整器~調整器をプロテクター内に設置 二段減圧式一体型調整器~調整器をバルク容器の直近に設置 二段減圧式分離型調整器~一次側をプロテクター内に設置 その他() (バルク供給充てん設備告示第16条)	適	不適
51	貯蔵設備、気化装置及び調整器の供給能力 第54条第3号 (第18条第4号)	貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの最大消費数量を供給しうることを目視により検査し必要に応じ図面又は記録により検査する。	(例示基準27)	適	不適
52	バルブ、集合装置、供給管及びガス栓の欠陥 第54条第3号 (第18条第5号)	バルブ、集合装置、供給管及びガス栓に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであることを目視により検査する。	(基本通達規則第18条関係9)	適	不適
53	バルブ、集合装置及び供給管の腐食防止措置 第54条第3号 (第18条第6号)	バルブ、集合装置及び供給管の腐食防止措置を目視、図面及び記録等により検査する。	(例示基準28)	適	不適
54	バルブ、集合装置及び供給管の材料 第54条第3号 (第18条第7号)	バルブ、集合装置及び供給管に使用されている材料を図面及び記録により検査する。	(例示基準28)	適	不適
55	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験 第54条第3号 (第18条第10号)	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管について漏えい試験設備を用いた漏えい試験又はその記録により検査する。	試験記録 (例示基準29)	適	不適
56	気化装置の欠陥 第54条第3号 (第18条第19号イ)	気化装置に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであることを目視及び記録により検査する。		適	不適
57	気化装置の耐圧試験 第54条第3号 (第18条第19号ロ)	気化装置について耐圧試験設備を用いた2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。	試験記録 (基本通達規則18条関係12)	適	不適
58	気化装置の構造 第54条第3号 (第18条第19号ハ)	気化装置の構造が直火で直接液化石油ガスを加熱する構造でないことを目視及び図面により検査する。	(基本通達規則第18条関係12)	適	不適
59	気化装置の液化石油ガス流出を防止する措置 第54条第3号 (第18条第19号ニ)	気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置について目視及び図面により検査する。	措置内容 フロートによる自動制御弁の制御 気化ガスの温度による自動制御弁(又は調整器出口)の制御 熱媒の温度による自動制御弁の制御 (例示基準33)	適	不適
60	気化装置の温水部の凍結防止措置 第54条第3号 (第18条第19号ホ)	気化装置の温水部の凍結防止の措置状況を目視、図面及び記録により検査する。	措置内容 温水に不凍液添加 不燃性断熱材料を用いた気化装置全体又は温水部被覆 (例示基準34)	適	不適
61	調整器の欠陥及び液化石油ガスへの適合 第54条第3号 (第18条第20号イ)	調整器に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであること及び消費する液化石油ガスに適合したものであることを目視により検査する。	腐食、割れ等の欠陥 -----> 適・不適 液化石油ガスの適合性 -----> 適・不適 (例示基準27)	適	不適
62	調整器の耐圧性能及び気密試験 第54条第3号 (第18条第20号ロ)	(1) 調整器(二段式減圧用二次側のものを除く)の高圧部について耐圧試験設備を用いた2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査し耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた1.56MPa以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 (2) 調整器(二段式減圧用二次側のものに限る)の高圧部について耐圧試験設備を用いた0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査し耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた0.15MPa以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。	二段式減圧用二次側を除く調整器 高圧部の耐圧試験 : 試験記録 -----> 適・不適 組立状態の気密試験 : 試験記録 -----> 適・不適 ----- 二段式減圧用二次側に限る調整器 高圧部の耐圧試験 : 試験記録 -----> 適・不適 組立状態の気密試験 : 試験記録 -----> 適・不適	適	不適

番号	検査項目	検査方法	内 容		検査結果	
63	調整器の調整圧力及び閉そく圧力 第54条第3号 (第18条第20号)	(1) 調整器(生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る)の調整圧力は、2.3 kPaパスカル以上3.3 kPa以下であり、かつ、閉そく圧力は3.5 kPa以下であることを圧力測定設備を用いた試験又はその記録により検査する。 (2) 調整器((1)に規定するものを除く)の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであることを圧力測定設備を用いた試験又はその記録により検査する。	生活の用に供する液化石油ガスに係る調整器 調整圧力 : 試験記録 -----> 適・不適 閉そく圧力 : 試験記録 -----> 適・不適 <hr/> 生活の用以外に供する液化石油ガスに係る調整器 調整圧力 : 試験記録 -----> 適・不適 閉そく圧力 : 試験記録 -----> 適・不適 (例示基準30)		適	不適
64	地下室等の緊急遮断装置 第54条第3号 (第18条第21号)	地下室等の緊急遮断装置又はバルブの設置状況を目視又は記録により検査する。	地下室等(告示第3条)の有無: 有 無 有の場合の措置 緊急遮断装置 当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において直ちに --> 適・不適 供給を停止することができるものであること 貯蔵設備ごとにこれに近接して設けられていること -> 適・不適 バルブの設置 -----> 適・不適 供給・消費・特定供給設備告示第4条で定める地下室等に限る措置 機器番号照合 (供給・消費・特定供給設備告示第3条、第4条)		適	不適
65	バルク容器と調整器との間に設置される管の耐圧試験 第54条第4号イ	バルク容器と調整器の間に設置される管について、耐圧試験設備を用いた2.6 MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。	試験記録		適	不適
66	一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管の耐圧試験 第54条第4号ロ	二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管について、耐圧試験設備を用いた0.8 MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。	試験記録		適	不適
検査結果		合 格			不 合 格	
指示事項等の改善確認方法		検査項目番号	確認方法	処 置		
注)確認方法欄には、文書報告、写真報告、再検査等の改善事項についての確認方法を記載する。						
備 考						

上記「番号」は、規則別表第2の検査項目の番号に対応した番号である。
 上記「検査内容」中、 は設備の状況に応じレ印を記載し検査する項目、 は該当する場合は必ず検査が必要となる項目である。